

令和5年第12回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年12月27日（水）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

## 第12回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年12月27日、第12回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 森川 保  | 7 吉川 充   |
| 2 草薙 初夫 | 8 小泉 聡   |
| 3 若菜 成之 | 10 吉川 浩正 |
| 4 曾根 将彦 | 11 市川 芳明 |
| 5 池上 元徳 | 12 山村 優子 |
| 6 吉川 稔恒 |          |

### 会議を欠席した委員

- 9 鈴野 伸吾

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 曾根 覚、池上 光昭、野島 喜代史

書記は次のとおり

- |   |      |       |
|---|------|-------|
| 1 | 事務局長 | 田川敦子  |
| 2 | 次長   | 曾根和士  |
| 3 | 庶務係長 | 河野誠   |
| 4 | 主事補  | 束田佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第25号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第26号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第56号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第57号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第58号 農地改良工事施工届出について
- 8 議案第59号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。
- これより令和 5 年第12回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承ください。
- なお、9 番鈴野伸吾委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1 番森川保委員、10番吉川浩正委員の両名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年11月24日（金）から令和 5 年12月26日（火）までの概要でございます。
- 先月、11月24日（金）、この場所におきまして、令和 5 年第11回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、3 件、3 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、7 件、12筆の市街化区域の農地転用届出、農地法第18条第 6 項の規定に基づく貸借の合意解約通知について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件、3 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、6 件、13筆の合計 7 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。
- 11月27日（月）には新田宿・四ツ谷地区の農地パトロールを実施しています。
- 12月18日（月）には、会長と会長職務代理者から市長・副市長に対し、認定農業者から支援の要望として農業施策の拡充を求めました。
- 12月20日（水）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行っております。
- 12月26日（火）には、農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施しました。
- 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 9 件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第25号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第26号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第25号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年12月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第26号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年12月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページ、総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、田が3筆、地積、1,333㎡、畑が6筆、地積、1,131㎡。

農地法第5条届出について、地目、畑が5筆、地積、1,699.31㎡。

合計としまして、地目、田が3筆、地積、1,333㎡、畑が11筆、地積、2,830.31㎡、合計としまして、届出件数8件で、筆数合計が14筆、地積合計が4,163.31㎡です。

報告は以上です。

議長 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年12月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出するもので、これまでの3年間、農業経営を行っていたか審査するものです。

資料3ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市東原二丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年12月24日から令和5年12月27日。

特例適用農地につきましては、東原2丁目■■■■■、地目、畑、地積、661㎡でございます。

場所につきましては、案内図4ページをご覧ください。

東原小学校西側で、国道246号線北側に位置する市街化区域の畑、1筆です。

申請者の■■■■■さんですが、平成29年にこの農地を相続し、今回で2回目の申請となります。

現在、ご夫婦で農作業に従事されており、露地野菜などを作付されております。

所有する農機具は、管理機です。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしく願います。

議長 ただいま、議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 議案第56号ですが、畑です。また、その畑においてもかなりきれいに使っておられます。使用状況というか、昨日、今日きれいにした畑ではございません。耕作状況、

問題ないように思います

以上です。

議 長 議案第56号の地区担当委員は曾根将彦委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾 根 委 員 今、若菜部会長が言われたように、家庭菜園的なものなのですが、全ての作物が栽培されていまして、草等もきれいにむしられてありまして、きちんと整備されていました。全く問題ないと思われま

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第50号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第56号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6、議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年12月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料5ページをご覧ください。

まず、申請人でございます。座間市新田宿■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年1月28日から令和5年12月27日。

特例適用農地につきましては、資料の番号1から番号8までの地目、田、8筆、地積合計958㎡です。

場所につきましては、案内図6ページをご覧ください。

特別養護老人ホーム座間苑の北側、市街化区域の田、8筆でございます。

申請者の■■■さんですが、平成23年にこの農地を相続し、今回で4回目の申請となります。

農機具は、耕耘機、トラクター等を所有し、耕作されております。

申請内容につきましては以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 　　議案第57号でございます。地目は、田です。事務局から説明がありましたように、地図を見ていただきまして、田を中心に南に特別養護老人ホーム座間苑がございます。北側にアパートです。両側は全て道路ということで、農業をやる環境がすごく厳しい中、毎年、田をきれいに作っていられます。問題はないと思います。

以上です。

議長 　　農地部会長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第57号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第57号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第58号、農地改良工事施工届出についてを議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 　　日程第7、議案第58号、農地改良工事施工届出について。

別紙資料のとおり、農地改良工事施工届出が農地改良工事指導要綱第4条の規定に基づき提出されたので承認を求めます。

令和5年12月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。



資料7ページをご覧ください。

所有者は、座間市新田宿 [ ] にお住まいの、 [ ] さんです。

工事施工者は、所有者ご本人です。

工事施工箇所は、新田宿字中屋敷 [ ]、地目、田、地積、337㎡です。

案内図8ページをご覧ください。

こちらは、岩堀養魚場の東隣の市街化区域内の田、1筆でございます。

提出された営農計画書によると、周囲の周辺通路が狭く、水稲用農業機械の搬入ができず田としては耕作が困難なため、土を入れ、畑にしたいとのご意向です。農地改良後は、ご夫婦で露地野菜の作付を行う予定です。

工事の概要としては、別にお配りした議案58号追加資料の事業計画書及び裏面の概要書をご覧ください。

地盤高で最高20cmの黒土を入れます。隣接する自己所有の畑への被害防除策といたしましては、隣の畑より高くしない措置を取ります。また、ほかの隣接する道路境界に対しては、垂直20cmの盛土に対し、境界から水平距離50cmの勾配用地を取り施工する計画です。

搬入する土につきましては、自己所有の畑の土を使用いたします。

工期につきましては、12月28日から年明けの3月28日までを予定しております。

申請内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第58号、農地改良工事施工届出について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より、協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 議案第58号でございます。地目は、田です。

裏面8ページをご覧いただければある程度のことは分かるのですが、ご自宅がこの田より右上にございます。田に面している道路なのですが、軽トラックがやっと1台通れるくらいの道路です。当然、大型のコンバイン等はいれません。

去年、おとし、田は作っていないような状態だったので確認しましたところ、とてもではないけれども、もう田は作れないということで、こういう申請になったと本人から聞いております。水路の横の道路を通過して耕作するわけなのですが、私から見

ると、よくここで田をやっていたと思いました。別に全然問題は発生しないと思われ  
ます。

以上です。

議 長 農地部会長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございま  
せんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。  
議案第58号、農地改良工事施工届出について、「承認」することに賛成の方の挙手  
を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第58号は原案のとおり承認することに決しました。  
次に、日程第8、議案第59号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。  
なお、本案につきましては、[ ]委員は当事者でございます。農  
業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。し  
ばらくの間、退席をお願いいたします。

( [ ]委員 退室)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。  
事 務 局 日程第8、議案第59号、農用地利用集積計画について。  
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承  
認を求めます。

令和5年12月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件の農用地利用集積計画は、新規分及び更新分の2種類でございます。

まず、新規分ですが、農地中間管理事業を利用した貸し借りとなります。

資料9ページと10ページをご覧ください。

対象農地は、通番1から通番8までの田で、合計、8筆でございます。

貸人の氏名、住所、所在地、現況地目、地積、利用権の種類、借人の氏名、住所、  
始期、終期、期間につきましては資料のとおりとなります。

案内図につきましては11ページと12ページです。

まず、通番1から通番5までですが、県立座間高校とJR相模線との間に位置する  
田が5筆、次ページの通番6から通番8は鳩川児童館の西側で、JR相模線を渡った

相模原市との行政界に位置する田、3筆となります。

この農用地利用集積計画は、借手側が農業者として適正かどうか審査していただくものです。

まず、通番1から通番5の借人の■■■■さんですが、海老名市にお住まいです。現在、64歳で、約10町歩近くの農業経営をされており、主たる経営作物は水稲です。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を所有し、農業従事者5名で農業経営をされております。

次に、通番6から通番8の借人ですが、■■■■さんです。現在、33歳で、令和2年4月1日から本市認定農業者となり、市内で約10町歩余りの農業経営をされております。

農機具はトラクター、耕耘機、田植機、コンバインなどを所有し、ご夫婦で水稲、露地野菜を作付しています。

今回、新規の農用地利用集積計画では、貸人が2人、借人が2人、筆数が8筆、面積が3,612㎡の利用集積計画となりました。

続いて、更新分ですが、別にお配りした議案第59号追加資料のご確認をお願いいたします。

令和5年12月に更新時期を迎えた農用地利用集積計画になります。

毎年、この時期は農地の貸し借りの期間が到来したものについて、継続更新の手続が必要となります。

事務局から双方当事者へ継続の意向確認の連絡を行いまして、本議案のとおり継続の申出がございました。

権利の種類といたしましては、全て使用貸借になっております。

貸し借りの期間としては、令和6年1月1日から5年間、3年間、1年間の計画がございます。

内容につきましては読み上げませんので、お目通しをお願いいたします。

この農用地利用集積計画につきましては、借りる方の承認をしていただくものですが、今回の借人は8名の方です。今回、更新分の農用地利用集積計画では、貸人が14人、借人が8人、筆数が22筆、合計面積、1万5,208㎡となります。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

吉川（稔）委員 更新の一覧で、私は今年から委員になったものですから、17番と18番は1年なのですが、毎年1年で更新の手続をしているのですか。

事務局 今、前回の意向申告書の資料を持ち合わせておりませんので、確認して後ほどご回答させていただきます。よろしくお願いします。

議長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第59号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第59号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、[ ]委員の入室を許可します。事務局でご案内をお願いします。

（[ ]委員 入室）

議長 [ ]委員にお伝えいたします。ただいま、議案第59号、農用地利用集積計画についてにつきましては、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えます。

以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは、昨日12月26日、農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施しております。

曾根覚推進委員から報告を求めます。

曾根覚推進委員 昨日、推進委員3人と事務局2人の5人で、新規就農者の現況状況を見てまいりました。

1人の方が、ブドウ、ブルーベリー、自然薯などの作付けを行っておりまして、ほかの3名の方は露地野菜を作付てありまして、圃場は良好に管理されています。

また、来年の2月に四ツ谷・入谷地区のパトロールを実施する予定であります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 事務局から何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、以上で、令和5年第12回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時58分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

1 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_